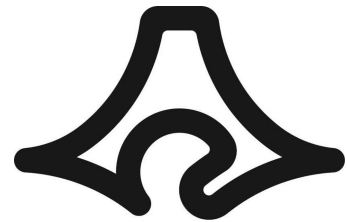


提供日 2024/6/25
タイトル 不動産鑑定に関する住民監査請求に係る支出に関する住民監査請求の監査結果
担当 監査委員事務局監査課監査班
連絡先 TEL 054-221-2927



(要旨)

令和6年4月25日に受け付けた「不動産鑑定に関する住民監査請求に係る支出」に関する住民監査請求について、監査を実施した結果、棄却することを決定し、6月24日に請求人に通知した。

(概要)

1 件名

不動産鑑定に関する住民監査請求に係る支出に関する住民監査請求

2 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央 (ほしの みつお)

3 監査対象機関

静岡県出納局集中化推進課
静岡県監査委員事務局総務課
静岡県監査委員事務局監査課

4 請求の要旨

・だれが。(県の執行機関又は職員)：

監査委員4名(うち1名は既に退職済)

識見	常勤(代表)	A	令和2年4月1日	令和2年11月1日代表就任
識見	常勤	B	令和2年11月1日	
議員	非常勤	C	令和5年5月19日	
議員	非常勤	D	令和5年5月19日	

の指揮監督の元、監査委員事務局総務課

・いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。：

支出した主体は監査委員事務局総務課だが、「都道府県は監査委員に事務局をおく」(地方自治法第200条)、とある。事務局の上に、監査委員がいる。指揮監督権も有している。実質的に、支出は、監査委員の指揮の下、行ったと考えている。

不動産鑑定に係る支出・監査結果等 静岡県監査委員告示第16号(以下、当該監査結果という)における、それらに関わる全ての支出

《監査委員事務局職員の交通費》

令和5年10月31日 6,180円

令和5年10月31日 6,780円 合計12,960円 (甲第1号証)

《陳述機会の録音データの速記料》

令和5年10月13日 40,095円 (甲第2号証)

《監査委員の給料》

常勤監査委員への給料 745,000×2人×1月分=1,490,000円

(支出記録の公開請求を試みたが、膨大な資料となると言われ断念した)

非常勤監査委員への給料 35,500×2人×3日=213,000円（甲第3号証）

常勤は1ヶ月分、非常勤出勤日 9月11日、9月22日、10月17日の3日（他にもあるだろうが、特定できないため）とした（甲第4号証、甲第5号証）。それぞれ、令和5年10月10日、令和5年11月10日が支出日である。

・その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：

公平、公正な調査を行わず、客観的かつ独立的な監査ではなかった。地方自治法違反である。詳細は、別途提出する。

交通費の支出は、調査のための職員の移動費であるが、これは監査委員の指揮監督下にある職員の、監査委員の命によるものである。監査結果を報告するために、監査を行うための調査の一環である。監査委員には、法令により、職務義務があるが、この調査は、その義務違反である。法令違反である。違法な職務により出された監査結果は、違法である。その違法な監査結果を作成、公表するために支出された費用（速記料、給料）も含め、全て違法である。

・その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

違法な監査結果を作成、発表するために使われた支出の全てが損害

監査委員が公正、公平な監査を実施していないという不名誉を静岡県民が負わされた。

・どのような措置を請求するのか。：

静岡県知事が、当該監査委員を罷免すること。

当該監査委員を罷免しないのであれば、職務義務を果たすように、監査委員に対し、権限を有する者から厳重注意すること。

当該監査委員が職務義務を果たさなかった真の原因を究明し、対策を講じ、公表すること。

当該監査委員が職務義務を果たさず発表された当該監査結果を、取り消すこと。

当該監査結果を取り消すことができないのであれば、当該監査結果が、公正、公平な調査に基づく、客観的かつ独立的な監査ではないことを、今回の監査結果に明示すること。

5 監査結果

県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。

1 「請求人の主張に理由があると認めることはできない」とした主な判断根拠

(1) 監査委員事務局職員への旅費、速記業者への速記料、監査委員への給与等の支出が違法又は不当であるとする理由はない。

- ・ 最高裁平成4年12月15日第三法廷判決（民集第46巻9号2753頁）は、財務会計行為に先行する行為に違法事由が存在する場合の財務会計行為の違法性について、「当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」と判示している。
- ・ 原因行為とは、財務会計行為の直接の原因ないし前提となる非財務会計行為であって、当該非財務会計行為により具体的な財務会計行為が直接義務付けられる関係にあるものをいうと考えられている（新版実務住民訴訟（株式会社ぎょうせい））。監査結果を出すに当たり、協議会の開催、調査、陳述の機会の設定等を行うが、監査結果が直接、旅費、速記料、給与等の支出を義務付けているものではなく、監査結果を個別の支出に当たって見直すというものでもない。このため、原則として監査結果は財務会計行為の原因行為には当たらないと考えられる。監査結果の内容により旅費、速記料、給与等の支出が違法・不当となるとは言えないことから、本監査においては、監査対象に係る監査結果の当否は判断の対象とはしていない。
- ・ 集中化推進課は、監査委員事務局職員への旅費、監査委員への給与等について、監査課から提出された支出の根拠となる書類を基に、旅行命令簿、非常勤の監査委員の出役の確認等を行い支出命令を行っている。
- ・ 監査委員事務局総務課は、速記料について、速記録の検収が行われていることを確認し、見積書を徴して定めた時間当たりの単価及び意見陳述に要した時間に応じて支出命令を行っている。

(2) 「違法若しくは不当な公金」の支出はしていない。

(1)に記載したとおり監査結果により財務会計行為が違法・不当となることはできず、また、監査に伴う旅費、速記料、給与等に係る額及び支払い手続きについても静岡県財務規則等に反しているとは認められない。

したがって、「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しない。

2 結論

以上のことから、請求人の主張に理由があると認めることはできない。